

自治会・再回覧

平成27年2月

自治会長
生活環境部長

猫（飼い猫・野良猫）の扱いについてのお願い！！

春めいてきました。この時期は猫の発情期です。夜通し奇声を上げて走り回ったりするだけでなく、庭先、花壇、植木の中などを「トイレ」代わりに糞尿をして非常に迷惑を蒙っているお方が大勢おられると思います。飼い猫ならば仕方がないといっても、他家の猫となれば腹立たしくなるのも尤もです。

全ての猫が「野良」とは思われません。改めて飼い主の方は躰、飼い方に注意を払い、ご近所等に迷惑が掛からないように留意いただきたいと思います。

また、可哀想という気持ちで野良猫に餌を与えることはしないで下さい。生き物だから餌を与えるのであればそれなりに責任を持つ必要があります。

この問題は、今始まったことではなく、過去から何回となく注意をお願いしていることです。嫌な思いをしている人、迷惑を蒙っている人が大勢いることを改めて認識していただき、以下のご対応をお願いする次第です。

1. 飼い猫について

①飼い猫が外に出回る場合は、新たな野良猫が生まれることの防止上、雄猫であれば去勢、雌猫であれば避妊手術をすることを検討してください。

*猫は、ネズミ追跡の役目から、放し飼いの規制はありません。また、首輪取り付けの義務もありません。従って、外を歩き回っている猫が飼い猫なのか野良猫なのかの区別はつきません。

*外に出た猫が新しい子猫を生ませる、生む可能性は大いにあります。

2. 野良猫について

①前述の通り、野良猫に安易に餌を与えないでください。

②不憫という気持ちで餌を与えていれば、この猫は「地域猫」になりますので、与える方の責任で去勢（又は避妊）手術をしてください。

*猫は、年に2回出産するといわれおり、増えていく猫は親・子共に苦しむこととなります。一時の憐憫は、返って仇になります。

3. 野良猫の駆除について

野良犬は、「狂犬病予防法」を根拠に、保健所が捕獲して収容するが、野良猫は、「えさやり禁止」「不妊手術の呼びかけ」などを指導するだけである。

4. 猫よけグッズの紹介（ホームセンターに置いてある）

①猫よけシート：「キャットカット」庭などに置く、PP樹脂の柔らかいトゲ付きシートで、猫を傷つけることはない。

②猫の忌避剤：ハーブのレモングラス、木酢液などの猫が嫌うニオイ

③超音波で撃退：「ガーデンバリア」センサーで猫をキャッチし、動きに合わせて超音波を放射して猫を遠ざける。